

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和2年12月18日

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期			漁業を営む者の資格
小型まき網漁業	小型まき網漁業	8	5ト未満	定めなし	鳳珠郡穴水町字曾良加賀田鼻の点（北緯37度11.005分、東経137度00.395分）と七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10.077分、東経137度02.058分）とを結んだ直線及び七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07.275分、東経137度02.923分）と七尾航路第2号灯浮標の点（北緯37度07.028分、東経137度03.118分）と七尾市鶴浦町能登観音埼灯台の点（北緯37度06.042分、東経137度03.477分）とをそれぞれ結んだ直線の両線より以西の七尾湾。 ただし、漁場基点第92号の点（北緯37度06.582分、東経136度52.815分：七尾市中島町瀨風地内）、七尾市中島町机島中央の点（北緯37度06.122分、東経136度53.510分）及び漁場基点第64号（北緯37度05.000分、東経136度54.220分：七尾市奥原町地内）を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	○	5年
ごち網漁業	ごち網漁業	1	7ト未満	定めなし	珠洲市祿剛崎灯台（北緯37度31.743分、東経137度19.595分）中心点から0.0度の線以西の石川県沖合海域	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。 (2)加賀市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	○	5年
		1	"	"	珠洲市と輪島市の最大高潮時海岸線の境界点（北緯37度27.957分、東経137度05・155分）から0.0度の線以西の石川県沖合海域	3月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。 (2)白山市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者		
		14	"	"	珠洲市と輪島市の最大高潮時海岸線の境界点（北緯37度27.957分、東経137度05・155分）から0.0度の線以西の石川県沖合海域	3月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。 (2)内灘町、羽咋市、宝達志水町、志賀町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者		
		0	"	"	珠洲市と輪島市の最大高潮時海岸線の境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.105分）から0.0度の線と珠洲市宝立町見附島（北緯37度23.780分、東経137度14.812分）から110.0度の線との両線間における石川県沖合海域	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。 (2)珠洲市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者		

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和2年12月18日から令和2年12月24日まで